

加古川学園の給食業務の民間委託に関する検討について

1 経緯及び論点

加古川学園（同学園に併設され、その分院である播磨学園を含む。以下同じ。）においては法務教官（国の職員）が、食事の調理を実施しているところ、令和4年4月1日から少年法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、新たなプログラムの導入などの対応により職員負担が増えていること、きめ細やかな矯正教育を行うためには相応の人的体制を必要とすることなどから、近隣に所在している播磨社会復帰促進センターの厨房において、加古川学園の食事の調理を行い、これら調理業務に従事している法務教官（国の職員）については、矯正教育に専念させることが望ましい。

そのため、播磨社会復帰促進センターの給食業務については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公サ法」という）に基づく事業の対象業務であるところ、加古川学園の給食業務についても、同事業の対象業務として一体として実施することが、経済性の確保等の観点から合理的であると考えられ、かつ、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを求める公サ法の趣旨に反しないか、検討を行ったもの。

2 検討結果

次のことから、加古川学園の給食業務については、喜連川・播磨事業の対象業務として追加することとし、同事業の受託事業者と契約変更を行うことは妥当な方策であると考えられる。

（1）経済性の確保等の観点

- 播磨社会復帰促進センターでは、同センター内の厨房において食事の調理をしているところ、現在整備されている厨房機器を有効活用することで、加古川学園の食事についても調理が可能であり、同調理については、同センターの給食業務と同一の指揮命令系統の下、一体として運用する必要であることから、効率性及び経済性の観点からも妥当な運用方法と考えられる。
- 追加する給食業務を他の事業者へ委託した場合には、作業指導者を別に配置する費用など、既存の業務に共通する経費が新たに必要となるため、効率性及び経済性の観点からも、国は不利と認められる。

(2) 透明かつ公正な競争の確保の観点

- 加古川学園の給食業務を喜連川・播磨事業の対象業務として追加することによる事業費の増額は食糧費(※)のみであり、入札実施時に開示した播磨社会復帰促進センターの設備・備品の範囲で行うことを踏まえれば、入札実施時に加古川学園の給食業務が喜連川・播磨事業の対象業務ではなかったことによる事業者選定プロセスへの影響はないと考えられる。

(※) 食糧費は、喜連川・播磨事業の契約書において、「四半期ごとの実績に応じ、精算払いで支払う」としている。